

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷二十第

行發日一月五年十正大

論叢

戰後に於ける獨逸の財産税を論ず……………法學博士 小川郷太郎

利潤配分實施上の諸問題……………法學博士 田島錦治

需要曲線供給曲線及び價格曲線……………法學博士 河上肇

戰後獨逸の社會主義運動……………法學博士 河田嗣郎

時論

税制整理の主要問題に就きて……………法學博士 神戸正雄

說苑

舊岩國藩の製紙原料保護政策……………經濟學士 吉川元光

我國在來の商業帳簿……………法學士 大森研造

所得と勞賃……………經濟學士 堀經夫

雜錄

Lexisの公共福祉觀……………法學博士 財部靜治

最近我國に於ける地方費の組成と増加……………經濟學士 小山田小七

國際勞働立法……………法學博士 河田嗣郎

經濟論叢

第十二卷 第五號

(通卷第七十一號)

大正十年五月發行

論叢

戦後に於ける獨逸の財産税を論ず

(戦時戦後に於ける獨逸直接税の發達を論ず 一二)

小川 郷 太 郎

余は前號に於て戦時及び戦後に起されたる獨逸直接税の中で戦時利得税と戦時財産増價税とを取て之を論じた、そは共に戦時税で又共に財産税である(戦時利得税の中には所得税系統のものもあつたが姑くそれを措くと)。余は本號に於て所謂帝國緊急犠牲と相續税とを論じたいと思ふ。帝國緊急犠牲は臨時税で相續税は恒久税であるが、両者は共に財産税で戦後に起され若くは改正せられたものである。故に本號論ずる所は戦後財産税の研究と見て然るべきである。

第一、帝國緊急犠牲

茲に帝國緊急犠牲と云ふは税法の名稱たる Gesetz über das Reichsnotopfer を取て之に名けたものである。税の本質は非常財産税である、而も之を名けて緊急犠牲といふ所以は外でもない、帝國の危急に際し各人は其財産を犠牲に供すべきであるといふ考を言ひ表はしたものである、畢竟國民の犠牲的精神に訴て重き財産税を課し、兼て財産没收の批難を避けんとしたものである。

此の如き名を以て此の如き税を起さんとする議は既に戦時中に於て學者の唱導する所となつた。其理由は二に歸する、其一は戦時に於ける聯帶責任である、戦時に於て帝國は危急存亡に瀕した、各人は生命をすら犠牲にした、親は子を失ひ子は父を失ふた、此時に際し財産を持てゐる者が帝國の爲に之を提供するは帝國と聯帶責任を有する所以であるといふのである。其二は戦時公債の償却である、戦時公債は累積して已まなかつた、其利拂丈けでも巨額の經費を要するに至つた、此公債費を減するにあらざれば他の國家政務に力を入れる餘裕がない、而して短日月に公債を減するは個人財産を國家の手に收むるより外に方法がないといふのである。

此考は識者の信念となり戦後に至つても相當の勢力を持てゐたが、終にそれが實現せられて帝國緊急犠牲法の立案となつた。該法案の理由書の中には明に此考が現はれてゐる。只戦争が終熄

1) J. Jastrow. Gut und Blut fürs Vaterland (Vermögensopfer-Steuerfragen-Erhöhung der Volkswirtschaft.) Berlin 1917. Deutschlands Volksvermögen. im Kriege. Ein Beitrag zur Frage: Vermögenopfer und Kriegsentschädigung Berlin 1919

した後は獨逸の危機は去つた様に思はれるが實はさうでない。獨逸國再興の業が企圖せらるゝに際し名狀すべからざる財政難に遭遇してゐるからには國家は依然危急に瀕してゐると謂はねばならぬ、財産の多くを國家に提供するは國家と聯帶責任を有する國民の辭すべき所でない、勿論財産の多くを奪ひ去れば國民の勤勉貯蓄を減殺し企業的精神を衰へしむる嫌があるけれども、獨逸國家が再興して人民を保護するにあらざれば個人は多少の財産をも積むことが出来なくなるべきである、果して然らば國民が國家の危急に際し其財産の一部を割て國家に納むるは正當であること云ふのである。¹⁾

此等立法の理由は大體に議會の認むる所となつたが、其收入を以て戰時公債を償却するの考は議會に於て議事の進むにつれて變更せられ、其收入をば帝國の一般收入とすることとなつた、従つて其收入は公債の償却以外にも用ひられることとなつたのである、帝國財政の困窮せるより觀れば、又已むを得ないことであらう。

帝國緊急犠牲法は以上述ぶるが如き理由よりして立案せられ終に一九一九年十二月三十一日を以て法律となつた。

帝國緊急犠牲は此の如く帝國の危急に際し國民をして犠牲的に其財産の一部を提供せしむるものであるとすれば、國民が普遍的に義務を負ふべきは自然の結論となつて來る、所が、法律に於

1) Dr. Max Lion. Gesetz über das Reichsnotopfer. Einleitung XXII-XXIV.

いては普遍の原則に幾多の例外を認めた。

租税主體としては、獨逸人、獨逸に居住せる無籍人及外國人を包括するのみならず、公法上私法上の内國法人及法人格なき財團等を包括してゐる(二條)、そこに普遍主義が現はれてゐる、が、之には例外を認めて左に掲ぐるものは免税せられるのである。(五條)

(1)各聯邦、(2)地方團體及地方團體組合、(3)寺院其他宗教上の團體、(4)大學、高等學校及并に類似の營造物、帝國や諸聯邦や地方團體より補助を受けつゝある營造物并に財團、(5)帝國銀行帝國貸付金庫其他の國家銀行、(6)公共貯蓄金庫等、(7)商業會議所、工總會議所、小工業會議所、農業會議所其他公法上の職業代表及公法上資格なき經濟團體、(8)勞働保險に關する營造物、(9)恩給遺族扶助料、死亡疾病補助等金庫(10)慈善若くは公益の目的を爲する財團社團、

租税客體としては、あらゆる動産、不動産を總括する、但し債務は之を差引くのである、是等の課税物件たる財産は之を三つに分ける其一は土地財産(Grundvermögen)で、土地や其従物を包括する、其二は營業財産(Betriebsvermögen)で農業林業鑛業若くは工業の經營に要する財産を包括する、其三は資本財産(Kapitalvermögen)で土地財産營業財産以外の財産を包括する。資本財産の主なるものは、(1)獨立の權利及請求權、(2)債券、(3)株券、鑛山持分、組合持分、(4)獨逸の金銀貨、外國貨幣、銀行券、金銀塊、(5)年金其他回期的利用の資本價格、(6)保險請求權等である。

此くして個人の有する財産は大概課税物件となるのであつて、そこに又普遍主義が現はれてゐる、が、之に對する例外もないではない、其第一は家具及文化品(歴史的美術的價值を有する貴金

屬製品で賣買の目的物とせられぬもの)である、(十一條、但し貴金屬寶石眞珠等の製品、美術品、裝飾品、奢侈品、其他の蒐集物で、開戦後の購買にかゝり、而も其購買價格が一個五百麻以上であるか若くは同種の多數が千麻以上であるもの并に寶石眞珠若くは貴金屬製の動産で戦前の購買にかゝり其總價格が二十萬麻を越ゆるものは免稅の限でない(十二條)。其第二は少額財産である。法律は財産の五千麻を超過する額のみが課稅の義務ありと規定してゐる(二十三條、故に財産の總額が五千麻に達せざるものは之を免稅することになる。又租稅義務者の財産に其配偶者の財産が合算せられるときは更に五千麻を免する、換言すれば此場合には一萬麻が免稅せられるのである。其第三は子女の特權としての一定財産額の控除である、即ち租稅義務者若くは夫婦(配偶者の財産を合算する場合に於て)が二人以上の子を有するときは、最初の一人に對して五千麻を差引き、それより一人を増す毎に五千麻宛を差引いて課稅するのである(二十六條一項)。其第四は老人に對する一定財産額の控除である、即ち十五萬麻を越えざる財産を有する租稅義務者で恩給や遺族扶助料の請求權を有せざる者に對しては、財産の三分一乃至五分一を控除して殘額に課するのである(十五條一項八號)、是等は皆小資本品を保護せんとする趣旨に外ならぬ。

以上は租稅主體租稅客體に對する普遍原則の例外である、是に依て之を觀れば帝國緊急犠牲としての課稅を免するものは相當に多くあるのである。一體國難に處して犠牲を拂ふといふならば

國民を擧げて漏らす所なく財産を擧げて餘す所なきを期するが最も理に合ふべきである、又總ての財産に税すれば租税の收入も從て多く、又之に依て國民財産の臺帳を作ることが出來、統計上好資料を得ることにもならう、學者が此等の見地より普遍原則に例外を認めざらんことを主張するは、一應の理由があると謂はねばならぬ。併し乍ら一定の免稅點を置いて小財産額を保護し、子女并に老人等を斟酌して租税を輕減するは社會政策の上から見て必ずしも不當といふことが出來ぬ。

帝國緊急犠牲性を各人に配分せんとせば、課税財産の價格を定め稅率を適用せねばならぬ。課税財産の價格を定むるには、一九一九年十二月三十一日の現在に依て租税義務者の財産全部を捕へ夫婦が分離して生活せざる限り其兩人の財産を合算し(十六條)、之に一九一六年十二月三十一日以後に於て租税義務者并に其配偶者が贈與や寄附行爲をなした額を加へ(十三條)それより負債其他の負擔となるべき金額を差し引き(十五條)更に前に述べたる普遍原則の例外となるべき財産額をも差引かねばならぬ。

財産の評價に就ては、一般の準則は帝國課税條例 (Richtsabgabenordnung) に之を定めてあるが、帝國緊急犠牲性法には又其外に特別規定を作つてゐる、それに依ると、土地財産は還元法を用ひ收益の二十倍を以て其財産價格とする(十八條)、營業財産は營業に關する債務を引去り殘額の八割を以て其財産價格とする(十九條)、外國に存する土地財産營業財産は其存在する國の貨幣に依て之を評價し、戰前の貨幣比率に依て獨逸貨幣に換算すること(二十條)、資本財産の中獨逸の金銀貨は

1) Jastrow Gut und Blut fürs Vaterland S. 15, 68-70,
Jastrow The german Capital Levy Tax (The quarterly Journal of Economics) Vol XXXIV. No. 3 p. 463-464)

其金屬價格に從て之を評價する(二十條)、是等は皆獨逸貨幣價格の暴落したる事情に顧みて斟酌したものである、又戰爭開始後に契約せられたる保險に就ては、其年々の保險料が千麻以上であり一時的資本の拂込が三千麻以上であるときは、其保險料及資本の拂込額を以て財産價格とするのである、是れ財産税を遁脱する爲に保險契約を結て其財産を擧て拂込むといふ様な形式を取る者も出來て來るから、之にも課税せんとするより出でたことである(二十一條)。

以上は個人財産に關するものであるが、法人財産に就ては其實際有する動産不動産の全額より債務及其他の負擔を差引き、更に拂込資本額、公益慈善の爲にする積立金を差引き、保險會社にありては其上に保險積立金と被保險者への配當に充つべき金額を差引くのである(十七條)。

税率は法人及財團と個人とに於て一様でない、法人及財團に對しては課税財産價格に一割の比例税を課し(二十五條)、個人に對しては課税財産價格に對し累進税を適用する(二十四條)。一見法人に輕い様であるけれども、實は株券持分權等が個人の資本財産として税せられて二重税となつてゐるから必ずしも權衡を失してゐるとは云へぬ。尤も個人財産に對しても全部に累進税を課するのではない、比例税率を適用する部分もあるのである、即ち戰前に買入れたる貴金屬寶玉、眞珠製の動産には一割を課し、更に租税義務者并に其配偶者の課税財産價格中より其子女の數に對し一人に付き五萬麻宛の金額を別に引き離し、それに對して一割の税を課する(二十六條二項)のである。累進税は是等を差引いたる殘額に課する、其率は左の如し。

財産額	税率
初めの 50,000 麻に對して	10.0%
次ぎの 50,000 麻に對して	12.0%
次ぎの 100,000 麻に對して	15.0%
次ぎの 100,000 麻に對して	20.0%
次ぎの 100,000 麻に對して	25.0%
次ぎの 100,000 麻に對して	30.0%
次ぎの 100,000 麻に對して	35.0%

此累進税率は超過額累進であるから、的確に税額と税率を計算すると左の如くなる。

課税價格	税額	税率(財産に對する百分比)
000,000.00	000,000.00	10.0%
000,000.00	000,000.00	12.0%
000,000.00	000,000.00	15.0%
000,000.00	000,000.00	20.0%
000,000.00	000,000.00	25.0%
000,000.00	000,000.00	30.0%
000,000.00	000,000.00	35.0%

財産額	税率
次ぎの 500,000 麻に對して	40.0%
次ぎの 500,000 麻に對して	45.0%
次ぎの 1,000,000 麻に對して	50.0%
次ぎの 1,000,000 麻に對して	55.0%
次ぎの 1,000,000 麻に對して	60.0%
それ以上の額に對して	65.0%

此表で見れば、百萬麻の財産家は既にその財産の四分の一を奪はれ、二百萬麻の財産家は其財産の三分の一を奪はれ、七百萬麻の財産家は其財産の約半分を奪はれ、二千萬麻の財産家は其財産の約六割を奪はれるのである、財産の没收といふ批難が起る所以である、併し乍ら富の分配といふ點から見れば大なる變更を生ずるものと謂はねばならぬ、是れ亦所謂社會化の一形式である。

此の如く觀來れば帝國緊急犠牲は獨逸國民に取て容易ならぬ犠牲である、此税は由來一時的課税に過ぎぬ、故に一回に納税するを趣旨とするものである、が、如何なる財産家にも巨額の税を一時に納むることは難しとする所である。そこで法律は延納を許るし一九二〇年一月一日以降年五朱の利子を拂はしむることとし長き期間に亘りて其利子と租税とを合せて年賦で納付することを認めてゐる、又十萬麻を超えざる財産を有し其所得も五千麻を超えざるものに對しては無利子で延納することを許すのである、又延納の期限は長きは三十年に及び、土地財産に至つては五十年に及んでゐる、故に是等の延納者は一九五〇年若くは一九七〇年迄も年々納税せねばならぬこととなる、所で三十年五十年は人の生命に取りては一生涯と見ても差支ない、さうなれば帝國緊急犠牲は名は一時的課税であつて實は恒久的租税と結果を同うするものと謂ふことが出来る、只恒久的租税は其財産状態の變動するに伴ひて其課税の程度を摺梅することが出来るが、帝國緊急犠牲は一九一九年末の財産状態を標準として變更することがないのである、是れ人の一生涯に課

する財産税としては決して當を得たものと云ふことが出来ぬ。

此税は他の財産税と同様に現金を以て納付するを本則とし同時に又戦時公債若くは他の財産價格を以て代納することが出来るやうになつてゐる。是れ一には此税が戦時公債を償還するの目的を以て立案せられたるが爲めであり、又一には便宜の原則に適はしめんとするが爲めである、此點に於ては他の財産税と同じ様に當を得たものと評せねばならぬ。

之を要するに、帝國緊急犠牲は破天荒の財産税である、熱烈なる國民の犠牲的精神を借るにあらざれば行はれるべきものでない、併し此税が行はれる以上は財産權の社會化は著しく實現することになるのである。

第二、相 續 税

相續税は相續に際して課する税である従て動的財産税である。戦前の立法に於ては、相續人が直系卑屬若くは配偶者なるときは全然免税としたのみならず、被相續者の財産全體に税することがなかつた、戦後の相續税(一九一九年九月十日法律)は此點に就て非常に進んで來た。

戦後の相續税は之を分て三とする、遺産税(Nachlasssteuer)本來の相續税(Erbfallsteuer)贈與税(Schenkungssteuer)即ちそれである。遺産税と本來の相續税とは相似て非なるものである、先

づ其本質上より之を區別せねばならぬ。

遺産税とは被相続人の遺せる財産全體を客體とし、そが何人に相続せらるゝかを問はずして税するものをいふ、英國の Estate Duty に倣つたものである。之に反して本來の相続税は相続人が相続した財産を税するものである、相続人は相続した財産の程度に於て富むことゝなるから其處に大なる擔税力が出で來る譯である、本來の相続税は之を税せんとするに外ならぬ。

遺産税は一見、本來の相続税と重複して居る様であるが、本來の相続税は相続人が相続に依て擔税力を増すといふ理由を以て税するものであるに反して、遺産税は被相続人に對する最終の財産税として課するものである、本來の相続税は相続人の受くる限度に於て課税せらるゝものから、動もすれば相続財産は分割せらるゝの傾があり、自然に租税の連脱も行はれ易い、然るに遺産税は被相続人に對する最終の財産税であるから被相続人の遺せる財産全體を捕捉し租税の連脱を防ぐことが出来る、是が故に遺産税は本來の相続税を補充するものと謂ふべきである、加之遺産税は被相続人の財産全部を捕ふるが故に他の財産税所得税をも補ふことゝなるのである。本來の相続税は戦前より發達し來つた税であるが、遺産税は戦後の立法に於て初めて現はれたものである。

以下少しく此二種の相続税と贈與税とに就き別々に觀察して見やうと思ふ。

一、遺 産 税

遺産税は前述する如く被相続人の遺せる財産全體に税するものである、從て遺産税の客體は被相続人の全財産といふことになる、被相続人の全財産を税すると、租税客體は自然に帝國緊急犠牲と其範圍を同じうすることになる、帝國緊急犠牲に於て租税客體を土地財産營業財産資本財産の三に分けてゐる如く遺産税に於ても租税客體を土地財産營業財産資本財産の三に分けてゐるのである(三條)而して是等三種の財産の内容に就ても帝國緊急犠牲のそれと酷似する所がある。

土地財産の中には土地の上に存する物權を含み、營業財産の中には總て企業に用ひらるゝ物件并に處分せらるべき商品をも含み、資本財産の中には債券株券持分券貨幣銀行券金銀塊定期金の資本價格保險の請求權等を含んでゐる(四、五、六條)、家具其他の動産に至てはそが土地の附屬品でもなく、營業財産の一成分でもなく、且つ其價格が五萬圓を超えざるものは課税すべき財産と看做されない、又處分することを目的とせざる動産にして歴史的美術的學問的價値を有し且つ少くとも二十年間其家に藏せられたる物にも亦税を免する、但し相續後十年以内に處分するときは免税の權利を失ふこととなるのである。(七條)

此税の課税價格は此相續財産の中に更に保險金の半分を加へ贈與(被相続人の生存中利用權を留保するもの及び受贈者が贈與者よりも生き残ることを條件とするもの)の金額を加へ(八條九條、

之より遺産に關係ある負債、葬式、死に宣告、遺産處分、訴訟等に關する費用を除き(十條)得たる財産額である、其課税價格が二十萬麻を超えざるときは其初めの二萬麻に對する課税は之を免する(十二條) 税率は左の如き累進税率を適用するのである(十五條)

課税價格	税率	課税價格	税率
初めの 100,000麻に對して	1.%	次ぎの 1,000,000麻に對して	4.%
次ぎの 100,000麻に對して	2.%	それ以上の額に對して	5.%
次ぎの 500,000麻に對して	3.%		

此税率も超過額累進であるから百萬麻の遺産には二萬三千麻即ちの税が課せられ、二百萬麻の遺産には六萬三千麻即ち^{3.15%}の税が課せられ、五百萬麻の遺産には二十一萬三千麻即ち^{4.26%}の税がかゝり、一千萬麻の遺産には四十六萬三千麻即ち^{4.63%}の税がかゝることになる、税率は一見輕いやうであるが、それは本來の相續税と重複する所があるから殊にさうしたのである、此税は輕いとしても本來の相續税を合算するときには非常に重いものとなる、今一千萬麻の相續財産が全部配偶者若くは直系卑屬に相續せらるる場合を考て見るに、遺産税と本來の相續税とを合算すると、相續財産に對して三割七分五厘餘の率となつて來るのである、戦前迄是等の相續には何等課税せられなかつたのに比すれば隔世の感なきを得ない次第である。

二、本來の相續税

本來の相續税は前にも述べた通り相續人が相續したる財産に課するものである、從て此税の客體は相續人に歸屬したる財産の全部であらねばならぬ、只相續人が外國人であり且つ被相續人が死亡の際に外國人であるか若くは外國に住所居所を有する場合には外國に在る土地や營業資本は之を税せない。(二十四條、而して其歸屬財産が五百麻に達せないときは免税となる(二十七條)。

租税主體に就ては從來相續人が直系卑屬又は配偶者たる場合には之を免除して居つた、此くては相續の五分四を逸することになり、相續税の實蹟を擧げることが出来ない。今回の立法に於て此免税を廢することになつた、是れは獨逸の相續税立法史上に於て一大進歩であると謂はねばならぬ。

税率に就ては三の標準に依りて持へた階段に從て累進税率を適用するのである、即ち第一は相續人の被相續人に對する親疎關係に依り、第二は相續人の受くべき相續財産の大小に依り、第三は相續以前に相續人の有せし財産の大小に依るのである。

(1) 親等階級は之を六に分ける、即ち左の如し、(二十六條)

一級 (1) 配偶者、嫡子及法律上之と同視せらるる子女 (2) 私生子及庶子

二級 嫡子私生子庶子の子孫

三級 (1) 河親 (2) 兄弟姉妹、異父母兄弟姉妹

- 四級 (1) 祖父母及其尊屬親 (2) 兄弟姉妹の二親等昇臨 (3) 舅姑、繼親 (4) 婿及嫁、繼子 (5) 養子及其昇臨
- 五級 (1) 兄弟姉妹の二親等昇臨、 (2) 伯叔父母 (3) 傍系二親等の姻戚
- 六級 其他の相續人

此階級の區別は一九一三年の法律よりも更に細かとなった。

(2) 相續財産の大小に依る階段は之を十一とし親等の階級と組み合せて異なる累進税率を課するのである、即ち左の如し、(二十八條)

相續財産の歸屬額に依る階段		親等に依る階段(百分比)					
初めの	10,000 麻	1	2	3	4	5	6
次ぎの	50,000	5	6	8	10	11	12
次ぎの	100,000	6	8	10	11	12	13
次ぎの	200,000	8	10	11	12	13	14
次ぎの	500,000	10	11	12	13	14	15
次ぎの	1,000,000	11	12	13	14	15	16
次ぎの	5,000,000	12	13	14	15	16	17
次ぎの	10,000,000	13	14	15	16	17	18
それ以上の額(10,000,000以上)		15	16	17	18	19	20

配偶者子女其昇臨、両親、祖父母、養子其昇臨が相續するときは五千麻に超過する部分のみに税し其他は五百麻を越ゆる部分のみに課する。

(3) 相續人の從來有せし財産の額に依て右の税率に更に附加して課するのである、即ち左の如し。

從來所有財産 100,000 — 1,000,000 麻なるとき、10,000 麻及其端數毎に 1% を加ふ
 從來所有財産 1,000,000 を越ゆるとき、10,000 麻及其端數毎に 1% を加ふ

此附加税は既存財産の十萬麻を越ゆる額の半を超えてはならぬ、又附加税は本税の倍以上に達してはならぬ。

此の如く相続税は三方面より課せらるゝのであるが、其税率は随分高い、百五十萬麻以上の財産を親等表第六級の人が相続するときには七割の税となるが、其人が九十萬麻の財産家ならば税率は十割餘に上るべきである、それでは相続財産の没收となり酷に過ぎる、そこで法律は相続税の總額は相続財産の九割以上となつてはならぬと定めてゐる、(二十八條第三項) 相続財産の九割を取れば残る所は一割に過ぎぬ、斯くなるに、大體國家が相続したものと見ても差支なくなるのである。是に至て相続税は戦時財産増價税、帝國緊急犠牲と同工異曲のものであることを知るべきである。

相続税が帝國緊急犠牲と一緒に課せられると、負擔は堪へ得られぬものとなる、そこで法律は一九三五年四月一日前に生ずべき相続に就いては其年より一九二五年迄溯るに從て一年毎に百分一宛を輕減し一九二五年より更に其前の年に溯るに從ひ一年毎に百分二宛を輕減すること、定めてゐる(二十八條第三項)

又相続人が弱年なるときは、相続財産をあてにして生活せねばならぬから其税率を輕減する理由が生ずる、そこで法律は相続人が被相続人の子で年齢廿一歳に達せざる場合に於て廿一歳を逆に遠かるに從ひ一歳毎に百分五を輕減する、但し其歸屬財産と他の財産との總計が五萬麻を越ゆるときは此限りでない。(三十四條)

- 四級 (1) 祖父母及其尊屬親 (2) 兄弟姉妹の二親等昇屬 (3) 舅姑、繼親 (4) 婿及嫁、繼子 (5) 養子及其昇屬
- 五級 (1) 兄弟姉妹の二親等昇屬、 (2) 伯叔父母 (3) 傍系二親等の姻戚
- 六級 其他の相續人

此階級の區別は一九一三年の法律よりも更に細かとなつた。

(2) 相續財産の大小に依る階段は之を十一とし親等の階級と組み合せて異なる累進税率を課するのである、即ち左の如し、(二十八條)

相續財産の歸屬額に依る階段		親等に依る階段(百分比)						相續財産の歸屬額に依る階段		親等に依る階段(百分比)					
初めの	10,000 麻	1	2	3	4	5	6	次ぎの	100,000 麻	1	2	3	4	5	6
次ぎの	10,000	5	6	8	10	11	12	次ぎの	110,000	10	10	10	10	10	10
次ぎの	10,000	6	8	10	11	11	11	次ぎの	110,000	10	10	10	10	10	10
次ぎの	10,000	8	10	11	11	11	11	次ぎの	110,000	10	10	10	10	10	10
次ぎの	10,000	10	11	11	11	11	11	次ぎの	110,000	10	10	10	10	10	10
次ぎの	10,000	10	11	11	11	11	11	それ以上の額(1,000,000以上)	1,000,000	10	10	10	10	10	10
次ぎの	100,000	11	11	11	11	11	11			10	10	10	10	10	10

配偶者子女其昇屬、両親、祖父母、養子其昇屬が相續するときは五千麻に超過する部分のみに税し其他は五百麻を越ゆる部分のみに課する。

(3) 相續人の從來有せし財産の額に依て右の税率に更に附加して課するのである、即ち左の如し。

從來所有財産 100,000 — 100,000 麻なるとき、10,000 麻及其端數毎に 1% を加ふ。
 從來所有財産 100,000 を越ゆるとき、10,000 麻及其端數毎に 1% を加ふ。

又配偶者子女が相續する場合には其家具等の動産は相續財産の中に之を加算せない。

又兄弟姉妹及其卑屬舅姑繼親婿嫁が相續する場合には、衣類世帶道具にして賣品でなく且つ其價格が一萬圓を超えざる限り、相續財産の中に加算せない、(三十七條)。又配偶者子女の相續する財産が五年を経過せざる以前に於て同様に配偶者子女に依て相續せられ、而も此法に依て課税せられたるものなるときは税額の半を減する。若し又五年乃至十年以前に相續せられたるものなるときは税額の四分之一を減する。(三十九條)。是れ皆近親相續を輕減せんとする趣旨に外ならぬ。

次に相續財産が公共團體寺院公益法人等に歸屬するときは一割の比例税が課せられる、(三十五條)、帝國及び各聯邦に歸屬するときは全然之を免除するのである。(三十三條)

三、贈 與 税

贈與税は生前に於ける贈與に對して税するものである。贈與は無償行爲である、其之を受くものより見ると、死後の相續と異なる所がない、そこで贈與税は本來の相續税と同様に之を律するところとなつたのである。

贈與税の主體は受贈者であるが、遺税を防ぐ爲めに贈與者も納税の責任を分つものとしてある(四十一條)。

贈與税は本來の相續税と同様に五百圓を超ゆる贈與額の部分のみに累進税を課するのである

が、其相續税の第三級乃至第五級の親族に其身邊の使用に供すべき動産を贈與したる場合は其價格五千麻を超えざる限り税を免する、又受贈者の生活費教育費を辨する爲めにする贈與、使用人に對する恩給其他之に類似の贈與、宗教慈善公益の爲めにする寄附にも亦税を免するのである(四十二條)

× × × × × × × × × ×

相續税は素と各聯邦の租税であつたのが段々帝國に移り終に戦後に至て専ら帝國に屬する税とした(七十條)、それで帝國の收入を非常に増すことゝなつたが、各聯邦の財政は爲めに大打撃を受けざるを得ない。そこで相續税收入の二割を割いて各聯邦に與へることゝしたのである、(六十九條) 尙戦前の法律に依ると、相續に依て歸屬した財産も所有税(Besitzsteuer)の中に總括的に税せられたが、今や相續税で十分に之を税することゝなつたから、二重に税する要なしとして、所有税の中には之を除くことゝなつた。

第三、財産税と其逋脱豫防

戦時戦後に於ける獨逸の財産税は種々の名に依て二重三重に課せられ、其税率も仲々重いものであつた、其初に當りては戦時非常税中に於ける財産差増税や特殊財産税となり、次には一般財

産税となり、更に轉じて戦時財産差増税となつた、戦後に於ける財産税としては帝國緊急犠牲が起され相續税が根本的に改正せられた、戦時財産税としては何人も戦争に依て十七萬二千圓以上の財産増加を得べきものでないといふ鐵案が下され、其以下の財産増加を得たる者にも苛酷なる累進税率が適用せられたのである。戦後に於ける財産税としては帝國緊急犠牲法に依て最高六割以上の財産を徴收し相續税法に依て最高九割の財産を奪ひ去るのである、此の如くにして戦時戦後の財産税は獨逸に於ける大財産家を退治することになつた、富の分配の不平等を矯正するに於て非常なる効果があるものと謂はねばならぬ。併し乍ら此の如く大財産家が征伐せらるゝに及んでは、大財産家たるものは安閑としてゐる譯に行かぬ、そこで財産を國外に送つて租税の連脱を企つるは自然の勢である、併し財産家をして租税の連脱を企てしめては、税法は其目的を達することが出來ぬ。是に於て之を防ぐ策が講せらるゝに至つた、此くして脱税豫防法や資本逃亡防止法が出來たのである。今其概要を述べて見やう。

一、脱税豫防法

脱税豫防法 (Das Gesetz gegen die Steuerflucht) は一九一八年七月二十六日の法律に依て出來たものである、其法に依ると、納税義務者にして内地の住居所を廢せんとする者は其納税義務を果すの擔保として財産の二割を提供せねばならぬこととなつた。然るに一九一九年の諸税法は財産に

非常の重税を課することゝなつたから、此の如き少額の擔保にては足らぬ。そこで一九一九年六月二十四日の法律は納税者の供すべき擔保を財産の半額に上ばすことゝしたのである(二條)。

右は住居所を外國に移さんとする者に對する脱税豫防であるが、外國に住居所を轉せない者でも、其財産を外國に移さんとする場合には脱税の豫防をせねばならぬ、そこで一九一九年の改正法は納税義務者の財産が内地税を脱税するの虞ありと推定せらるべき事實の發生するときは納税義務者は税務署の請求に依り擔保を提供せねばならぬと定めた(三條)。此改正はライン地方を占領せる聯合軍の行動に依て促されたのである、即ち聯合軍は獨逸の銀行券其他の財産を外國に密輸入することを助ける跡が見えたからである、此の如き疑のある場合に於ては、獨逸の税務署は直に擔保提供の命令を發する、納税義務者は税務署の請求に従て財産をも申告せねばならぬ。

脱税の爲に財産が外國に流れ出づることを取締らんとせば、各人が幾何の財産を有するかを明にせねばならぬ。そこで法律は又、銀行若くは其支店をして一九一四年八月一日以來に於て有價物の寄託や預金をした人、當座勘定を結んだ人の姓名住居所を届出でしめ、更に税額の決定并に租税の監督に必要な事項に就て税務署の問に對し真相を答ふるの義務を負はしめ、(四條)此義務に違反したる者に一萬麻の罰金を課す(五條)ることゝしたのである。終に改正法は内地人の外國に於て有する動産を確知する爲めに相互共助の精神に依り、外國と條約を締結するの權を帝國政府

に與へてゐる(六條)、近時獨逸の財産は和蘭及瑞西に流れ入りつゝあるが、此等の國は寧ろ獨逸財産の流入を歓迎してゐるから此の如き條約が成立するか否かは大なる疑問といはねばならぬ。

二、資本逃亡防止法

資本逃亡防止法 (Das Gesetz gegen die Kapitalflucht) は資本の外國に逃亡するを豫防するものである。一九一九年九月八日の法律で出來た。

廣く資本逃亡防止の目的を有する法令には、之を前にしては、脱稅防止法(一九一八年七月二十六日法)や外國手形條例(一九一七年二月八日勅令)があり、之を後にしては、資本逃亡防止令(一九一八年十一月二十一日令)や所謂資本逃亡防止法(一九一九年九月八日の法律)がある。

外國手形條例に依れば、外國と有價證券の賣買は帝國銀行の許可を條件とし、内地の支拂具は帝國銀行の承認を経るにあらざれば之を外國に輸送することが出來ぬ、只旅行者は少額の支拂具を携帯し得るのみである。

革命の後に至て資本の外國に出づるもの噸に多きを加ふるに及で、資本逃亡防止令出で、私人が銀行の仲介なくして有價證券を外國に送ることを禁じた。

平和條約が締結せられ封鎖が解くるに及で、外國手形條例は廢せねばならなくなつた。そして之に代えて所謂資本逃亡防止法が出來た。此法は主として支拂具の外國流出を防止せんとするも

のである。即ち此法に依ると第一に貨幣紙幣銀行券指圖證券小切手手形等は銀行の仲介なくして外國に送ることが出來ぬ。(二條)、第二に是等の支拂具を外國に送らんとする者又は外國人にして是等の支拂具を預托せんとする者は、之を銀行に委任すると同時に大藏大臣の定むる雛形に従ひ取引の目的、支拂具、貨幣、金額、受取人の氏名住所、送金の目的等を通告し、而もその通告の間違でないことを聲明せねばならぬ、銀行は一週間内に之を稅務署に送るべきである(三條)。第一の條項に違反するものは百麻乃至十萬麻の罰金を課せられ、三年内の禁錮に處せられ、公權を剝奪せらるゝのであり、第二の條項に違反するものは一萬麻以下の罰金を課せらるゝこととなつてゐる(四條)。

此法律は資本の外國に流出することを防止するの目的で出來て居るけれども又他方には外國との取引を妨ぐことにもなる、長く行はるゝべきものでない、そこで法律は其有効期間を一九二〇年十月一日迄と定めた(八條)。